

本人確認にご協力ください！

平成19年1月4日（木）から

10万円を超える振込は、次のような取扱いになります。ご協力をお願いいたします。

平成19年1月4日から、法律の定めるところにより（注1）、10万円を超える**現金での振込**については「本人確認」が必要となりました。このため、ATMで10万円を超える**現金での振込**（当店宛も含みます）はご利用いただけません。

また、窓口で10万円を超える**現金での振込**をされる場合は「本人確認書類（注2）」により本人確認をさせていただきます。

なお、ATMでキャッシュカードによる振込をされる場合と、窓口で通帳による振込をされる場合は従来通りご利用いただけます（注3）。お客様には何かとご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年
1月4日から

ATMでお振込の場合

（振込可、×振込不可）

現金での振込	10万円以下		従来通りご利用いただけます。
	10万円超	×	ご利用いただけません。 本人確認書類（注2）」をご用意の上、窓口へお申し付け下さい。
キャッシュカードでの振込	たんしんのカード		従来通りご利用いただけます。（注3）
	他行のカード		従来通りご利用いただけます。（注3）

平成19年
1月4日から

窓口でお振込の場合

現金での振込	10万円以下		従来通りご利用いただけます。
	10万円超		本人確認書類（注2）」をご用意の上、お申し付け下さい。
通帳での振込			従来通りご利用いただけます。（注3）

（注1）平成20年3月1日からは、顧客等の本人確認については、「犯罪収益移転防止法」に規定されることとなりました。

（注2）「本人確認書類」とは
個人の場合：運転免許証、パスポート、国民年金手帳、各種健康保険証、
身体障害者手帳、外国人登録証明書など
法人の場合：登記簿謄本、印鑑登録証明書、官公庁が発行・発給した書類など

（注3）ただし、「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認が済んでいない口座の通帳またはキャッシュカードを使って、10万円を超える振込はご利用いただけません。詳しくは発行金融機関へお問い合わせください。